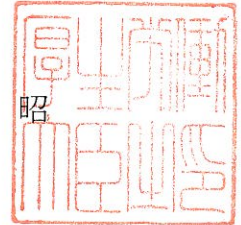




厚生労働省発健第1009第1号  
平成21年10月9日

食品安全委員会  
委員長 小泉直子 殿

厚生労働大臣 長 妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第7号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定められている次に掲げる事項に係る水道により供給される水の水質基準を改正すること。

カドミウム及びその化合物  
(カドミウムの量に関して)

